

日本における原爆被爆二世が置かれた状況に関する情報と 核兵器禁止条約第6条の「被害者に対する援助」に関する提案

全国被爆二世団体連絡協議会が提出する作業文書

I. 全国被爆二世団体連絡協議会とこの作業文書の目的について

1. 全国被爆二世団体連絡協議会は、日本国内における原爆被爆二世（以下「被爆二世」という）で構成する団体が加盟する会である。当会は、被爆二世の声を結集し、被爆二世に対する日本政府の援護対策を人権のひとつとして求めること、核のない世界を実現し再び核被害者をつくらないことを目的に1988年12月21日に結成された。現在、日本国内の被爆二世団体、19団体が加盟している。

2. 全国被爆二世団体連絡協議会は、核兵器禁止条約第1回締約国会議に向けて作業文書を提出し、日本における被爆二世の置かれた状況に関する情報を提供することと、被爆二世や将来世代を含む核被害者を核兵器禁止条約第6条の「被害者」の対象とすること、日本における「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「被爆者援護法」という）」の本来の立法趣旨に基づく総合的な「被害者に対する援助」が行われることを提案する。

II 日本における原爆被爆二世が置かれた状況について

3. 1945年8月6日広島に、同年8月9日長崎に、アメリカが投下した原子爆弾（以下「原爆」という）によって、原爆被爆者（以下「被爆者」という）が生み出された。原爆投下によって20万人以上の人々が傷つき、殺された。生き残った被爆者も原爆放射線による急性障害と後障害（晩発性障害）に苦しんできた。その上、健康障害に伴う生活困難に苦しみながら、社会的偏見や差別と闘わなければならなかった。

4. 被爆者の長年にわたる運動の結果、日本政府は、被爆者に対しては、被爆50周年にあたる1995年7月から施行された被爆者援護法によって、無料の被爆者健康診断、医療の給付、手当等の支給などの援護対策を行っている。

5. 被爆二世とは被爆者の子どもたちである。被爆者援護法では、被爆者を以下のように定義している。原爆に直接に曝された人々を「直接被爆者（1号被爆者）」、原爆投下後2週間以内に爆心地からおおよそ2km以内に入った人々を「入市被爆者（2号被爆者）」、「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者（3号被爆者）」、1、2、3号被爆者である母親の胎内で被爆した人々を「胎内被爆者（4号被爆者）」と定義している。被爆二世は、「胎内被爆者（4号被爆者）」より後に生を授かった者である。しかし、被爆二世は「被爆者援護法」の対象になっていない。

6. 日本政府は、単年度の施策として行う「原爆被爆二世健康診断実施要領」において、(1)両親またはそのどちらかが被爆者であること、(2)(1)の被爆者が長崎被爆の場合、1946年6月4日以降出生した者、広島被爆の場合、1946年6月1日以降出生した者を「被爆二世健診」の対象者と記載している。これは、法律に明記された被爆二世の定義ではなく、単年度の施策を行うための定義である。

7. 日本における司法の判断によれば、被爆者援護法の立法趣旨は、原爆の被爆による健

康上の障害がかつて例をみない特異かつ深刻なものであり、その様な特殊な戦争被害について、戦争遂行主体であった国（日本政府）が自らの責任によりその救済を図るため、実質的にみて国家補償的配慮から被爆者援護のための諸制度を規定したものである。そして、被爆者援護法の3号被爆者「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情のもとにあった者」について、「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができない事情の下に置かれていた者」と解されると結論づけている。日本政府は、被爆者援護法の本来の立法趣旨に基づいて広く被爆者や被爆二世を救済すべきである。

8. 原爆放射線のヒトへの遺伝的影響は、1948年以降、原爆傷害調査委員会（ABCC）及び、その研究を引き継いだ放射線影響研究所（以下「放影研」という）を中心に調査研究が行われてきた。その結果、放影研は「現時点では遺伝的影響があるという証拠は認められていない」と報告している。しかし、「遺伝的影響はない」ということを示す科学的証拠もない。

9. ヒト以外の動植物の実験では放射線の次世代への影響がすでに証明されている。例えばマウスによる実験では、放射線被曝した親マウス(雄)の子どもの世代に、ガンを含む様々な「病気になり易い体質」を持つマウスが出現し、その体質は次の世代以降にも伝わっていくことが証明されている。そのような健康リスクを持つ子どもマウスの出現頻度は、親の被曝量に比例していることから、放射線被曝との因果関係があると科学的に認められている。ヒトもマウスと同じ哺乳動物であるから、このようなマウスの実験結果は、原爆による放射線被曝によって、ヒトでも遺伝的影響による健康リスクの増大がもたらされることを示唆している。

10. しかし日本政府は、ヒトへの「遺伝的影響がある」ことが科学的に証明されない限りは、被爆二世に原爆放射線による遺伝的影響があるとは断じて認めようとしていない。そして、被爆二世への援護対策を講じていない。被爆二世は、原爆放射線の遺伝的影響を否定できない、可能性がある原爆の被害者、核の被害者である。日本政府は、被爆者援護法の本来の趣旨に基づき、被爆二世にも被爆者援護法を適用すべきである。

11. 「国連環境開発会議」（地球サミット）の「環境と開発に関するリオ宣言」（1992年）では「重大あるいは取り返しのつかない損害のおそれがあるところでは、十分な科学的確実性がない」場合でも対策を遅らせてはならないと「予防原則」が国際的に確認された。日本政府は被爆二世が置かれている状況を十分に理解し、「予防原則」の立場に立って、被爆二世に対する援護対策を行い、健康権をはじめ、基本的人権を保障すべきである。

III. 被爆二世はどのような人権侵害を受けてきたか

12. 過去数年間にわたって世界で核兵器の非人道性に関する会議が開催され、核兵器の非人道性が世界の共通認識となり、核兵器禁止条約の成立、発効につながった。放射線による健康リスクの将来世代への影響こそが核兵器の人権侵害の最たるものの一つである。

13. 戦争中に原爆が投下された当時、生を授かっていなかった被爆二世が、原爆放射線の遺伝的影響によって、現在あるいは将来にわたって健康リスクを負うことは不当なことである。被爆二世は次のような問題を抱え、人権を侵害されてきた。

14. 第1の問題は、原爆放射線の次世代への遺伝的影響による健康リスクを負っている問題である。これまでに多くの被爆二世が、被爆者である親と同じようにガンや白血病などで亡くなってきた。そして現在、ガンや白血病などの病気に罹って苦しんでいる被爆二世がいる。被爆二世であるきょうだいたちをガンや白血病で亡くした被爆二世がいる。非ガン疾患など様々な健康障害を抱えている被爆二世がいる。また、親が被爆したために、自分も親と同じような病気に罹ったのではないだろうかと考え、現在患っている病気に対し、

また将来罹るかもしれない病気に対する精神的な不安と苦悩を日々抱えながら生活をしている被爆二世もいる。一方、子どもが罹った病気や身体障害の原因が、自分が被爆したためではないかと自らを責めている親の被爆者がいる。このように過去と現在の健康障害、そして将来の健康障害に対する不安に苦しんでいるのである。

15. 第2の問題は、被爆者の子どもであるために社会生活上の困難を強いられてきたという問題である。原爆による病気や障害に苦しみ、その結果、定職にも就けなかった被爆者、あるいは低賃金にあえいだ被爆者は少なくない。貧困故に十分な教育を受けられなかった被爆二世がいる。成人後も被爆者である親や祖父母の看病に追われて経済的に困難な生活を強いられてきた被爆二世もいる。また、親である被爆者と同様に、病気故に収入が減り、病気の治療も十分にできないという「病気と貧困の悪循環」の中で生きてきた、そして今も生きている被爆二世がいる。収入が少なく生活するのがやっとなのに、健康被害を抱え高額な医療費により、一層苦しい生活を強いられている被爆二世もいる。

16. 第3の問題は、被爆二世が深刻な社会的偏見や差別を受けているという問題である。日本政府は、被爆二世が健康障害や生活困難に陥っても援護対策を講じてこなかった。この状況のために、被爆二世に不利益がもたらされ、社会的偏見や差別を強いられている。この意味において、何よりも日本政府が非難されるべきである。このように公的支援のない下で、「被爆二世は皆、親の原爆が原因で健康障害になる」「被爆二世と結婚すれば先天障害を持つ子が生まれる」といった偏見を人々が持ち、それが差別につながっている。被爆二世であることがわかったために、相手の親から反対され結婚ができなくなったり、離婚され自殺を図ったり、仕事を続けることができず会社を辞めさせられたりした被爆二世もいる。すべての被爆二世が健康障害になるわけではないにもかかわらず、「被爆二世にはすべて健康障害がある」という社会的偏見が存在する。このように被爆二世は社会的差別と向き合いながら日々の生活を送っている。

IV. 日本政府は、被爆二世の人権保障のために被爆者援護法を適用すべきである

17. これまで当会では、30年以上にわたって、日本政府に対して、被爆二世に対する援護対策を求めてきた。私たちは、被爆二世を「第五の被爆者（5号被爆者）」として位置づけ、「被爆者援護法」を適用することを求め、さらに、「被爆者援護法」に国家補償を明記することを求めてきた。

18. また私たちは、一世被爆者と同様に、「被爆二世はどこにいても被爆二世である」と主張し、日本に居住する被爆二世だけではなく、世界の全ての国に居住する被爆二世の人権が平等に保障されるよう日本政府が責任を持って措置を講じるよう求めてきた。

19. 当会では、毎年、上記の内容を含む要請書を日本の厚生労働大臣宛に提出してきた。しかし、日本政府は適切な施策を実現しようとしていない。そこで、2017年2月に当会の会員が被爆二世を代表し、広島、長崎で集団訴訟を起こしている。すべての被爆二世を援護の対象とする日本政府による立法的措置の契機とすることを目的としている。被爆二世は既に高齢化し、ガン年齢に達し、健康に対する不安が高まっている。これらの援護策は被爆二世の人権保障のための緊急課題である。日本政府は、被爆二世にも「被爆者援護法」を早急に適用すべきである。そして、将来的には国家補償に向かうべきである。

V. 被爆二世や将来世代を含む核被害者を核兵器禁止条約第6条の「被害者」の対象とし、被爆者援護法の本来の立法趣旨に基づく総合的な「被害者に対する援助」が行われることを提案する

20. 核兵器禁止条約第1回締約国会議が開催されるにあたって、重要な議題の一つにな

るであろう、第6条の「被害者に対する援助」について、提案したい。

- 2 1. 第一に、当事者として、被爆二世や将来世代を含む核被害者を「被害者」の対象とすることを提案したい。被爆二世は、原爆放射線の遺伝的影響を否定できない、可能性がある原爆の被害者、核の被害者である。また、被爆者や被爆二世は、日本の過去の植民地支配や侵略戦争の結果、韓国や朝鮮など日本以外の国にも存在している。そして、世界には核兵器の被爆者だけではなく、カザフスタン、キリバス、マーシャル諸島、オーストラリアなどのように核実験による被曝者や、ウラン採鉱に従事させられた被曝者、核施設の労働者や周辺住民である被曝者がいる。さらに、チェルノブイリやフクシマなどのように「核の平和利用」の名のもとに推進されてきた原子力発電所の事故による被曝者や、原子力関連施設における被曝者もいる。このような核被害者の将来世代も、放射線の遺伝的影響を否定できない、可能性がある状況に置かれている。このような将来世代を含む核被害者を「被害者」の対象とすべきである。
- 2 2. 第二に、日本における被爆者援護法の本来の趣旨に基づく総合的な「被害者に対する援助」を提案したい。被爆者援護法は、健康診断や医療の給付、生活を保障するための各種手当の支給、福祉事業など被爆者に対する総合的な援護対策を講じることができるようになっている。
- 2 3. 当会では、当事者としての私たちの提案が受け入れられることを期待する。

VI. 私たちの使命と責務について

- 2 4. 日本政府が、被爆二世に対して、どのような援護対策を講じるか、人権を保障する措置を講じるか、そして、被爆二世や将来世代を含む核被害者を核兵器禁止条約第6条の「被害者」の対象とするかどうかは、日本の被爆二世の問題にとどまらず、世界の被爆二世に係わる問題でもある。そして、世界の核被害者の次世代や将来世代の人権保障につながる極めて重要な国際人権問題である。
- 2 5. 核被害による人権侵害の最たるものの一つが放射線の将来世代への影響であるということが、世界の共通認識となれば、再び核被害者をつくらない、核のない世界の実現につながっていくと確信している。そして、原爆による甚大な人権侵害としての放射線の将来世代への影響の問題を国際社会に訴えていくことが日本の被爆二世の使命であり、責務であると考えている。